

本社等の重要拠点を移転・分散させたい

No.58

滋賀県

税制優遇

支援の名称

## 滋賀県本社機能移転促進プロジェクト

制度の  
趣旨・背景

本県への新たな人の流れを生み出し、雇用の機会を創出するため、本社機能の移転や事務所・研究開発施設の拡充を促進します。

制度の  
内容

- 優遇措置を受ける条件等
- 県の地域再生計画に基づき、事業者が「整備計画」を作成し、新設・増設の場合は、建物の着工前、賃借の場合は、賃貸借契約締結前までに県の認定を受けること。
- 【認定を受ける条件】
- 移転・拡充により増加する本社機能に従事する従業員数が5人以上（中小企業は1人以上）
  - 移転型の場合は増加従業員の過半数が東京からの移転であること
  - 滋賀県本社機能移転促進プロジェクトで示す、地方活力向上地域内において整備計画を立てること

○事業や制度の概要

### 1 国税（法人税） ※全国一律

	移転型（東京23区からの移転）	拡充型（他地域からの移転又は県内企業の拡充）
1) オフィス減税	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象：取得価格2,500万円（中小企業1,000万円）以上</li> <li>内容：建物、附属設備等の取得価額に対し、特別償却25%又は税額控除7%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象：同左</li> <li>内容：建物、附属設備等の取得価額に対し特別償却15%又は税額控除4%</li> </ul>
2) 雇用促進税制	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象：特定業務施設における雇用者増加</li> <li>内容：特定業務施設における雇用者増加数1人あたり年間最大90万円の税額控除（3年間1人あたり最大170万円） ※適用のための諸条件有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象：特定業務施設における雇用者増加</li> <li>内容：特定業務施設における雇用者増加数1人あたり年間最大30万円の税額控除 ※適用のための諸条件有</li> </ul>

### 2 地方税（県税）

	移転型（東京23区からの移転）	拡充型（他地域からの移転又は県内企業の拡充）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産取得税 課税免除</li> <li>事業税 初年度（1/2） 2年目（3/4） 3年目（7/8）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産取得税（本来税率の1/10）</li> </ul>

○実績

認定案件 拡充型17件（令和5年3月現在）

対象と  
なる方

滋賀県本社機能移転促進プロジェクトで示す、地方活力向上地域内へ移転する企業及び事業拡充する企業

問い合わせ  
先など

○所管部署

滋賀県商工観光労働部産業立地推進室

TEL：077-528-3792 E-mail：[fd00050@pref.shiga.lg.jp](mailto:fd00050@pref.shiga.lg.jp)

■関連URL（地域再生計画「滋賀県本社機能移転促進プロジェクト」について）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/17924.html>